

令和6年1月29日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官（建築企画担当）付  
住宅局住宅生産課  
代表 03-5253-8111

## 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年12月7日（木）から令和6年1月5日（金）までの期間において、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## ○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※1の個人・団体から合計1件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
評価員講習の修了証について、過去にオンラインにより発行された修了証の取り扱いを明確にすべき。	<p>住宅性能評価員講習の修了証の交付については、従前より書面によることを義務付けていたものではございませんので、交付された修了証が住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第30条第6号に定める様式（別記第三十三号様式）によるものであれば、改正省令の施行日前にサイトからダウンロードする形で発行された修了証であっても有効となります。</p> <p>また、本改正案はオンラインでの修了証の交付が可能であることを明確化するためのものであり、改正後においても、オンラインでの交付に加え書面等での交付を妨げるものではございません。</p>